くすのき通信【NO. 7】　７月９日

校長　馬渡　照代

先日、地域の方から、「子どもたちが、キックスケーターに乗って、凄いスピードで中通りを走っている。その前は、銀行裏から表に出て歩道を走っていた。下町の交差点からも、やはり歩道をものすごいスピードで走り抜けたのを見た。歩行者は、いつぶつかってくるかと恐怖を感じるし危険。学校で、しっかり指導をして欲しい。」というご指摘を受けました。偶然、その直前にキックスケーターで歩道を走っていた本校の子どもたちを見かけましたので、指導をしたばかりでした。

キックスケーター（その他、ブレイブボード、スケートボード等も同様）は、簡単な作りではありますが、結構スピードは出ますし、ぶつかれば凶器にもなります。交通事故にも遭いかねません。翌日すぐに担任を通して指導しましたが、インターネットにタイムリーな話題が掲載されていましたので、ご紹介します。子どもたちとしっかり話し合っていただけますよう、よろしくお願いいたします。

▼最近起きたキックスケーター事故は？

まずは 2013 年に起きた、キックスケーターと自動車による交通事故からいくつかピックアップしてみましょう。

・キックスケーターで道路を横断していた８歳男児が乗用車と衝突して重傷（８月　北海道）
・キックスケーターで遊んでいた小１男児がトラックにひかれ死亡（８月　神奈川県）
・キックスケーター中に７歳男児が乗用車にはねられて死亡（10 月　福岡県）
・キックスケーター中に小５男児が乗用車と衝突して重傷（11 月　神奈川県）

死亡、重傷などの重大事故のみを取り上げましたが、ニュースにならなかった軽傷事故や、うく事故になりそうになった状況は、もっとたくさん起きていることが想像できます。上記の事故が起きた状況として共通しているのは、「公道で起きている」ということ。

また、坂道を下るなどしていて、勢いがついた状態で往来に飛び出してしまったケースが多ようです。事故の被害者はいずれも男の子だというのも、ひとつの共通項です。

◆ キックスケーターは公道で乗ってもいい？

キックスケーターに限らず、スケートボードやローラースケートなどの車輪のついた乗用具を持っているお子さんは少なくないと思います。皆さんのご家庭では、どこで遊ばせていますか。ブレーキのついていないキックスケーターは、公道で走ることに適した乗り物とは言えません。車がもし時速 30km で走っていたとすると、１秒あたり 8.3m 進むことになります。の前の飛び出しに気がついて 0.5 秒後にブレーキを踏んだとしても、その時点で 4m 以上進でおり、制動距離も含めると相当な距離を進んでしまうため、急に止まることは不可能です。

道路交通法の第七十六条４項三では、「交通のひんぱんな道路において球戯をし、ローラスケートをし、又はこれらに類する行為をすること」を道路における禁止行為と定めています。

そもそも道路は遊ぶ場所ではありません。公園のような広い場所なら、車にぶつかる心配少ないですが、乗用玩具の利用を禁止している公園もあり、「どこで遊ばせるか」を明確にール化するのは、なかなか難しいところです。

「遊んでいい場所」の見極めをお子さんと話し合ってみてください。また「遊んでいい場所を探すうえで「利用に適さない場所」の理由や危険な乗り方も一緒に教えてあげられるといですね。

▼ キックスケーターを安全に利用するには？

キックスケーターをはじめとする車輪のついた乗用玩具での交通事故を避け、安全に遊ぶめのポイントを挙げてみます。

（１）　車が走る道路では遊ばない
（２）　いつでも止まれる速度で利用する
（３）　ヘルメットを着用する
（４）　取扱説明書に従ってメンテナンス・点検を行う

坂道はスピードが出て、スリリングで楽しく感じるかもしれませんが、多くの事故は坂道下っていて止まりきれずに起きています。たとえ緩やかな坂道でも、ブレーキが遅れたり、まく利かなかったりすれば、最悪の事態も考えられます。絶対にやめましょう。

また遊ぶ際には、周囲に迷惑がかからないように配慮することを忘れてはいけませんね。周囲の状況をよく判断して、ルールをきちんと守って安全な乗り方を心がけさせましょう。

キックスケーター乗車中の事故にあわないためには、遊びに適した場所、適さない場所をちんと把握しておくことが大事です。お子さんがキックスケーターを所有している方は、行範囲の中でそれを確かめ、具体的にお子さんに伝えていただきたいと思います。

【セコム　子どもの安全ブログより】